

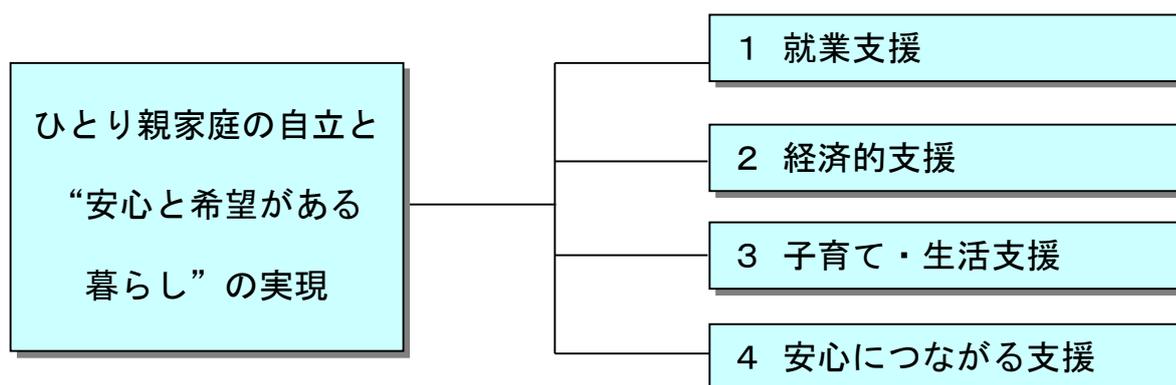
令和5年度

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画

評価書

令和5年11月

施策体系



数値目標の達成状況

計画の策定後の最新値（令和4年度実績等）に基づく達成状況等の確認を以下の区分により行った。

< 数値目標の達成状況区分 >

区分	達成状況区分の判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※ 計画最終年度（令和6年度）に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

※ 第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画でいう「母子家庭等就業・自立支援センター」は、本評価書3ページ以降、「ひとり親サポートセンター」と読み替える。

数値目標の状況一覧

施策項目	種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値
就業支援	成果指標	母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	母子家庭等就業・自立支援センターにおける求職者に対する就職者の割合(こども家庭課調査)	44.2% (H30)	30.5% (R4) 【-4.1%】	基準値以下	55%
	活動指標	母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓活動によって得られた求人の件数(こども家庭課調査)	604件 (H30)	668件 (R4) 【-59件】	C	850件
経済的支援	成果指標	養育費の取決めをした人の割合	未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合(静岡地方法務局調査)	65.4% (H30)	65.8% (R3) 【±0%】	C	70%
	活動指標	養育費等に関する相談の利用者数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する養育費等に関する無料弁護士相談の利用者数(こども家庭課調査)	121人 (H30)	139人 (R4) 【-2人】	B	140人 (毎年度)
子育て・生活支援	成果指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の居場所の実施箇所数の合計(地域福祉課・こども家庭課・社会教育課調査)	381か所 (R1)	522か所 (R4) 【+88か所】	目標値以上	502か所
	活動指標	子どもの居場所づくりセミナー参加者数	子どもの居場所づくりの実施者・実施希望者等を対象としたセミナーの参加者数(こども家庭課調査)	107人 (R1)	265人 (R4) 【+170人】	目標値以上	150人 (毎年度)
安心につながる支援	成果指標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合【(こども家庭課調査)】	29.2% (R1)	18.0% (R4) 【-9.7%】	B	0%
	活動指標	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する相談の件数(こども家庭課調査)	10,682件 (H30)	11,825件 (R4) 【+197件】	A	11,930件

施策の実施状況

1 就業支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値	コロナ 影響
成果 指標	母子家庭等就業・自立 支援センターによる就職 率	母子家庭等就業・自立支援 センターにおける求職者に 対する就職者の割合(こども 家庭課調査)	44.2% (H30)	30.5% (R4) 【-4.1%】	基準値 以下	55%	有
活動 指標	母子家庭等就業・自立 支援センターが開拓し た求人の件数	母子家庭等就業・自立支援 センターの求人開拓活動 によって得られた求人の件 数(こども家庭課調査)	604 件 (H30)	668 件 (R4) 【-59 件】	C	850 件	有

【評価・課題】

・ひとり親サポートセンターによる就職率は30.5%で令和3年度(34.6%)から下降し、基準値も下回った。

ひとり親サポートセンターにおける就業相談、就業情報の提供、研修等の支援、企業訪問等による求人開拓を継続しつつ、ひとり親が希望する就労条件等に合う企業への求人開拓に取り組んできた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化や物価高騰の影響により、ひとり親が現職より給与条件の良い職を求めたことなどから、求職登録者数(R3:237人、R4:298人)が増加した一方で、希望の求人先を待つひとり親と企業側の条件面でのミスマッチにより、就職者数(R3:82人、R4:91人)が伸び悩んだことで、就職率が低下したと推測される。

・ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数は668件と、令和3年度(727件)から下降した。要因としては、求人情報をオンライン(自社HPや民間の求人情報サイト)で直接募集する企業が増加し、ひとり親サポートセンター等を介して求人募集する企業が減少したことなどが考えられる。

【今後の取組方針】

・ひとり親サポートセンターにおける就業相談、研修等の支援を継続するとともに、ひとり親家庭に対する事業主の理解と就労条件等にあった求人開拓を更に行っていくため、県が認証する「静岡県次世代育成支援企業(こうのとりのカンパニー)」や厚生労働大臣認定の「子育てサポート企業(くるみん認定企業)」など、子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対し、ひとり親が希望する就労条件等に合った求人枠確保の協力を求めていき、企業側の求めるニーズについても、より具体的に把握し、求職者へ情報提供していく。

また、就職に有利な資格の取得を支援する制度等を情報提供し、ひとり親の就業支援に結びつく取組を引き続き実施していく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 関係機関の連携による就業支援

① 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や職業紹介を行ったほか、出張相談会を9回、就業支援セミナーを東部・中部・西部で計3回実施した。
- ・個々のニーズに応じ、自立に向けた目標設定とそれを達成するための支援策を組み合わせたプログラムを策定し支援する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を令和3年度から継続して実施した。
- ・SNS等の活用や市町窓口での事業周知により、ひとり親サポートセンターの相談件数や母子・父子自立支援プログラム策定事業の策定件数の増加につなげることができた。

② ハローワークなど関係支援機関との連携

- ・しずおかジョブステーションで就業相談、カウンセリング、セミナー、面接指導等を実施し、ひとり親サポートセンターやハローワーク等と連携してワンストップで職業紹介を含めた就業支援を行った。
- ・県社会福祉協議会が貸付機関である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）」について、SNS等を活用した事業周知により、利用者の増加につなげるができた。

【施策展開】

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、求職者だけでなく企業側の求職者に求めるニーズ（能力、勤務条件等）をより具体的に把握し、求職登録者へ情報提供することで、雇用のマッチングを着実に進めていく。

イ 事業主の理解促進と求人開拓

① 求職者と企業のマッチング促進

- ・しずおか人材確保サポートデスクにおいて、コーディネーター9人が841社の移住・就業支援金対象企業等の人材確保を支援をした。

② 事業主の理解促進

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、求人開拓員による企業訪問（433件）と電話交渉等により、668件の求人を開拓した。
- ・多様な働き方の導入について学ぶ経営者向けセミナーを3回実施し、企業における多様な人材の取組推進を図った。

【施策展開】

- ・「静岡県次世代育成支援企業（こうのとりカンパニー）」や「子育てサポート企業（くるみん認定企業）」などの子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業への求人開拓を注力する。

③ 子育てしやすい職場環境づくりの促進

- ・子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業 10 社を「子育てに優しい企業」として表彰した。
- ・部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する「イクボス」養成講座を 15 回実施した。
- ・テレワーク導入事例を紹介する導入促進セミナーを 3 回、社内のテレワーク推進人材の養成講座を 3 回実施し、多様な働き方が選択できる制度導入を支援した。

【施策展開】

- ・子育てに優しい企業の表彰を受けた優れた取組を紹介する事例集を作成し、イクボス講座等を通じて広く周知する。
- ・イクボス出前講座や男性の家事育児参画促進講座について、企業等が受講しやすいオンライン形式での開催を積極的に実施する。

ウ 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援

① 就業に向けた資格取得の支援

- ・資格取得のために養成機関で修業する期間中の生活費相当額を支給する「高等職業訓練促進給付金」において、受講期間や対象資格といった支給要件を緩和した。
- ・「ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」において、新たに受講開始時点で受講費用の一部を受給できる制度に改正した。
- ・SNS 等の活用や市町窓口での事業周知により、高等職業訓練促進給付金受給者の増加につなげることができた。

【施策展開】

- ・「ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の受講開始時の支給割合を増やし、受講開始時の入学費等の負担軽減を図ると共に、通学制の場合は上限額を増額し、制度の利用を促進する。

② 就業に向けた技能習得の支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、ドラッグストア等から求人需要の高い医薬品の登録販売者資格の取得に向けた講習会と基礎的な内容を学ぶパソコン講習を実施した。
- ・離職者等再就職支援事業として、工科短期大学校、浜松技術専門校において職業訓練を実施し、ひとり親が優先して受講できる講座を 3 コース設定した。

【施策展開】

- ・ひとり親サポートセンターにおける登録販売者講習会を、東部・西部の 2 会場に拡大し、定員を増やして実施する。

2 経済的支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値	コロナ 影響
成果 指標	養育費の取決めをした 人の割合	未成年の子どもがいる夫婦 が離婚する際に、離婚届に おいて養育費の分担の「取 決めをしている。」の欄に チェックをした人の割合(静 岡地方方法務局調査)	65.4% (H30)	65.8% (R3) 【±0%】	C	70%	無
活動 指標	養育費等に関する相談 の利用者数	母子家庭等就業・自立支援 センターで実施する養育 費等に関する無料弁護士 相談の利用者数(こども家 庭課調査)	121人 (H30)	139人 (R4) 【-2人】	B	140人 (毎年度)	無

【評価・課題】

・ひとり親家庭の経済的な安定のためには、手当や助成の充実とともに、養育費の確保も欠かさないが、養育費の取決めをした人の静岡県の割合は65.8% (R3) と令和2年度(65.8%)から横ばいであり、全国値63.1% (R3)を若干上回っている。

なお、全国値においても令和2年度(64.1%)と比べ、ほぼ横ばいの傾向となっている。

県内35市町において、戸籍関係窓口での離婚届を渡す際に、養育費の取決めに関する資料を配布している自治体が、令和2年度の20市町から令和4年度は27市町と増加しており、啓発の取組が進んできている。一方で、厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査(令和3年度)」の結果によれば、養育費の取り決めをしていない大きな理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない(34.5%)」が最も多く、「相手に支払う意思がないと思った(15.3%)」、「相手に支払う能力がないと思った(14.7%)」といった理由が続いた。父子世帯では「自分の収入等で経済的に問題がない(22.3%)」、「相手と関わりたくない(19.8%)」、「相手に支払う能力がないと思った(17.8%)」といった順に多かった。これらのことから、養育費は子どもの権利であり、子どもの成長を支えるために必要であるということについて十分に理解が進んでいないと考えられる。

そのため、離婚前の親やひとり親に対し、養育費の必要性について引き続き啓発し、離婚の際の取決めを促していく必要がある。

・養育費等に関する相談の利用者数についても139人と、目標値を若干下回っているが、前年度(141人)と同水準であった。

【今後の取組方針】

・引き続き、養育費の確保に向け、県内市町に養育費取決めの啓発や養育費確保対策事業の実施を働きかけていくとともに、離婚前後の親を対象としたオンライン講座の開催するなど養育費等の普及促進をしていく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 手当の支給・福祉資金の貸付

① ひとり親家庭の事情に即した支援

- ・所得や子どもの人数に応じ児童扶養手当を支給した。
- ・母子・父子自立支援員等が母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談 8,264 件に応じ、749 件の貸付けを実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化及び光熱費や食材費等の物価高騰に伴い、令和 3 年度に引き続き、児童扶養手当受給者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給した。

【施策展開】

- ・全国消費者物価指数の実績値の上昇に伴う、児童扶養手当月額上限額 2.5%程度引上げに対応する。
- ・物価高騰対策として、児童扶養手当受給者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給する。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金において、「生活資金」の対象に家計急変者を新たに追加する。また、一部資金の限度額の上方修正に対応する。

イ 経済的負担の軽減

① 小学校入学時の学用品購入費用の助成

- ・児童扶養手当受給世帯の子どもが小学校に入学する際の、ランドセル等入学支度費用の一部を補助する 8 市 5 町に対して助成した。

② 高等学校の修学支援

- ・子どもが経済的理由で高等学校等への就学を断念しないよう、就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給のほか、授業料減免を行う私立学校等に対する助成を行った。
- ・令和 2 年度から引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴い家計が急変した世帯について奨学給付金の支給対象としたほか、授業料減免を行う私立学校に対する助成を行った。

【施策展開】

- ・高等学校における奨学給付金に係る非課税世帯への給付額について、令和 5 年度は 3 千円増額する。
- ・私立高等学校等の県の授業料減免制度について、令和 5 年度から年収 800 万円以上 820 万円未満の世帯を新たに対象として追加する。

③ 医療費の助成

- ・所得税非課税世帯のひとり親とその子どもの医療費を補助する 33 市町に対して助成した。

ウ 養育費確保の支援

① 養育費や面会交流に関する普及啓発

- ・ひとり親サポートセンターにおいて養育費や面会交流の相談に応じたほか、無料弁護士相談を 22 回実施した。
- ・養育費の必要性に関する啓発動画を県ホームページへ掲載したほか、離婚前後の父母を対象としたオンラインセミナーを開催するとともに、そのセミナー動画を動画配信サイトへ掲載し、離婚時の子どもへの配慮や法的な手続きについて啓発した。

【施策展開】

- ・離婚の際の養育費の取決めを促し受給率向上を図るため、オンラインセミナーの動画などについて SNS を活用して周知する。

② 相談員の資質向上

- ・市町の担当職員等を対象に養育費等に関する研修会を開催するとともに、養育費相談支援センター主催の研修会に関係職員が出席し、資質向上を図った。

【施策展開】

- ・養育費相談支援センター主催の研修会への参加を市町、県健康福祉センター、ひとり親サポートセンターへ案内する。

3 子育て・生活支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度 比】	区分	目標値	コロナ 影響
成果 指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の居場所の実施箇所数の合計(地域福祉課・こども家庭課・社会教育課調査)	381 か所 (R1)	522 か所 (R4) 【+88 か所】	目標 値以 上	502 か所	有
活動 指標	子どもの居場所づくり セミナー参加者数	子どもの居場所づくりの実施者・実施希望者等を対象としたセミナーの参加者数(こども家庭課調査)	107 人 (R1)	265 人 (R4) 【+170 人】	目標 値以 上	150 人 (毎年度)	有

【評価・課題】

・子どもの居場所の数は、522 か所と令和3年度(434 か所)から大幅に増加し、目標値(502 か所)を上回った。居場所の立上げ支援や運営のアドバイスをを行うコーディネーターの配置、ふるさと納税や寄附金を活用した居場所の運営費に対する助成金など、県や市町、社会福祉協議会などの支援体制の強化や子どもの居場所づくりに対する機運の醸成が、居場所の数が増加してきた背景にあると推測する。

・子どもの居場所づくりセミナー参加者数は265人と、令和3年度(95人)に比べ大幅に増加した。セミナーは東部・中部・西部の3箇所で開催しており、現地会場とオンライン参加を併用して開催するとともに、講師を地域の居場所運営者のみならず、全国の実情に精通した有識者に依頼するなど、内容を工夫したことにより、参加者数の増加につなげることができた。

【今後の取組方針】

・居場所の担い手からの相談支援、ボランティア等と子どもの居場所運営団体とのマッチング、セミナー開催を継続して取り組むほか、ふるさと納税制度や企業・団体からの寄附金を募集し、居場所の運営団体等に助成することで、子どもの居場所づくりの取組を支援していく。

・子どもの居場所づくりセミナーにおいては、コロナ禍により、会場とオンラインのハイブリット型の開催方法にしたことで利便性が向上し、参加者数が増加したため、引き続き同様の方法で開催していく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 子育て支援

① 仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実

・家事や育児を支援する家庭生活支援員を養成するとともに、支援員による家事や

育児等をサポートする制度についてチラシの作成と広報を行い、支援を必要とするひとり親家庭等に支援員を派遣した。

- ・延長保育や病児保育等を行う保育所やファミリー・サポート・センターについて、ひとり親の利用料を軽減する8市に対して助成した。
- ・ファミリー・サポート・センター事業を実施した30市町に運営費等を助成した。

【施策展開】

・ファミリー・サポート・センターにおけるマッチングを行うアドバイザーの資質向上策として、相談援助の知識・技術や子育てに関わる課題対応を学ぶ「子育て未来マイスター研修」のフォローアップ研修と一体開催し、子育て支援に係る現況や課題についての情報交換、国の施策や子育て支援の現状に係る情報提供等を行う。

② 放課後児童クラブにおける支援

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する14市5町に対して助成した。
- ・35市町に対して放課後児童クラブの運営費を助成したほか、支援員等の資質向上研修を開催した。

③ リスクを抱えた母子に対する支援

- ・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口として妊娠SOSサポート事業を実施し、電話やメールで相談に対応した。
- ・市町母子保健担当者に対する研修会をオンラインを活用して実施したほか、支援機関等の連携を強化し支援体制の構築を図るためのネットワーク会議を実施した。

イ 住宅確保の支援

① 県営住宅への優先入居の促進

- ・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施したほか、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算した。
- ・経済や業績の悪化により収入が減少した方を対象に、県営住宅の家賃を減額した。

② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

・住宅セーフティネット事業として、自治体と不動産関係団体、居住支援団体等が連携する静岡県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人への住宅情報の提供や、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を行った。支援法人は4法人を新たに指定し13法人となった。

【施策展開】

・市町単位の居住支援協議会の設立のため、伴走型支援として国と連携し、有識者や不動産事業者等との意見交換会を行い、合わせて住宅確保要配慮者居住支援法人の新規指定数の増加を図る。

③ 母子生活支援施設における支援

- ・DV（配偶者等からの暴力）を受けている等の理由で生活が困窮している母子を県内3か所の母子生活支援施設で保護し、自立を支援した。

ウ 子どもの居場所づくり

① 子どもの学習支援

- ・ひとり親家庭へのホームフレンド等の派遣や1市1町の子どもの居場所づくりへの助成を行った。
- ・生活困窮世帯の子どもの対象に、通所型・合宿型の学びの場を提供し、139人が参加した。
- ・子どもが学習に取り組む習慣を身に着けることができるよう、放課後等に学生支援員等による学習支援「しずおか寺子屋」を実施する14市町に対して助成した。

【施策展開】

- ・中卒・高校中退者若しくはその可能性がある15歳から19歳までの生活困窮世帯等の高校生世代を対象として、合宿型のキャリア形成支援の場を提供し、就労体験などを通して実学を学ぶことや、大学見学等で進学意欲の喚起を行う。こうした取組により、将来への目標を明確化させ、貧困の連鎖を断ち切ることを図る。

② 地域の居場所づくりの支援

- ・子どもの居場所について、実践講座3回、アドバイザー派遣23回、サポーターマッチング110件を行うとともに、27か所の居場所の新規立ち上げ支援を行った。
- ・子どもの居場所応援基金事業については、ふるさと納税制度等を活用して寄附金を募集し、県社会福祉協議会を通じて55団体等に対して助成した。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、選定したプロジェクトへの寄附を募り、補助金として3団体へ交付した。
- ・物価高騰の影響を受ける子ども食堂に対し、開催回数に応じた支援金を84件交付した。
- ・生活困窮等の子育て世帯を支援するため、子どもの居場所を通じて県産米を配布した。

【施策展開】

- ・物価高騰の影響を受ける子ども食堂に対し、令和4年度に引き続き、開催回数に応じた支援金を交付する。

4 安心につながる支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度 比】	区分	目標値	コロナ 影響
成果 指標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合【こども家庭課調査】	29.2% (R1)	18.0% (R4) 【-9.7%】	B	0%	有
活動 指標	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する相談の件数(こども家庭課調査)	10,682 件 (H30)	11,825 件 (R4) 【+197 件】	A	11,930 件	無

【評価・課題】

- ・相談相手がいないと考えるひとり親の割合は18.0%と、令和3年度(27.7%)に比べ改善した。悩みや困りごとを相談できる窓口の周知や、SNSを活用した「ひとり親あんしんLINE」の相談受付日を拡充した。また、このLINEの登録者に対し、支援制度などの情報をプッシュ型で週1回以上配信している。日常生活においては、コロナ禍が続いていたが、少しずつ行動制限が緩和され家族や友人などに会う機会が増えたことで、誰かに相談することができるかと考えるひとり親が増えたかと推測される。
- ・ひとり親サポートセンターにおける相談件数について、11,825件と令和3年度(11,628件)から増加したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化したや物価高騰の影響で不安や悩みを抱えるひとり親は増えたことが相談件数の増加につながったと推測される。

【今後の取組方針】

- ・引き続き、悩みや困りごとを相談できる窓口の周知に注力し、支援を必要とする方の相談につなげていく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 相談・支援体制の充実と広報

① ライフステージに対応した相談・支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や出張相談会を行った。
- ・母子・父子自立支援員による相談8,346件、母子・父子福祉協力員による相談1,934件を行った。
- ・時間的制約や心理的障壁の小さいSNSを活用した「ひとり親あんしんLINE相談」を継続し、夜間に相談受付をすることで潜在的な相談需要に対応するとともに、LINE登録者に対して給付金等の制度や食料配布会などの情報を配信した。また、LINEの相談受付日において、令和4年7月から週3日から週4日に拡充した。

- ・将来を見据えた家計管理や生活設計を支援するため、ファイナンシャルプランナーによるひとり親のライフプラン相談をオンラインで実施した。
 - ・男女共同参画センターあざれあにおいて、女性相談・男性相談を行い、コロナ禍による失職、経済的困難に関する相談等にも対応した。また、女性相談においてはインターネット相談と電話相談の回線増設を継続し、相談体制を強化した。
 - ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(43か所)の円滑な事業展開のため、助言や研修等による支援を行った。
 - ・私立学校への助成制度の概要リーフレットを作成しホームページに掲載するほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計が急変し授業料の納付が困難となった場合の助成制度について学校を通じて周知した。
 - ・小中学校の就学援助においては、令和2年度から引き続き、要保護児童生徒援助費補助金^{※1}の補助対象経費にオンライン学習通信費を追加し、市町へ通知の際に留意を促した。
 - ・高等学校等奨学給付金等については、家計急変に対応した支援制度のリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、保護者等からの相談に応じた的確な情報提供を行った。
 - ・生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援事業を実施し、本人の状況に応じて、住居確保給付金の支給や就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業の利用による支援を実施した。
- 県ホームページに、「生活にお困りの方の相談申請フォーム」を設置し、自立相談支援機関^{※2}へつなぐ取組みを行うとともに、医療・法律・福祉の専門家の一体的なWEB相談体制を活用し、複合的な課題を有する相談へ対応した。また、相談支援員等^{※3}を支えるヘルプデスクにより困難事例への対応に苦慮する支援員への支援を行った。
- ・様々な課題を有する生活困窮者の相談に応じるため、「多職種ネットワークづくり推進員」が各地域の医療、司法、福祉の専門家や行政経験者らが参加する「多職種ネットワークづくり」を構築支援し、生活困窮者等からの相談を複数の専門家が一体的に応じる「多職種による相談会」の開催を支援する。

※1 要保護児童生徒援助費補助金

義務教育の円滑な実施のため、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行う市町に対して国がその経費の一部を補助する。

※2 自立相談支援機関

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、各市町に設置されている。

※3 相談支援員等

生活困窮者自立支援制度において、生活困窮者の自立支援に従事する者。

【施策展開】

- ・「ひとり親あんしんLINE相談」において、相談受付日の拡充（週3日→週4日）を令和5年度も継続する。
- ・生活困窮者等の経済的自立の支援において、一般就労が困難な働きづらさを抱えている方々が顕在化したため、就労体験や業務の切り出しを実施する企業等を開拓し、マッチングや定着支援を強化する。

② ひとり親家庭に対する支援制度の周知

- ・ひとり親家庭への支援制度をまとめた冊子「明日のしあわせを願って」を発行し、関係機関に配布した。
- ・相談機関等に対するひとり親サポートセンターや制度等の周知を行った。

イ 父子家庭の相談体制整備

① 父子家庭の父が相談しやすい体制の整備

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、父子家庭や離婚前の父からの相談を175件対応した。また、毎月第3土曜日に父子家庭のための相談窓口を継続して設置した。
- ・あざれあ男性相談を設置し、コロナ禍により人とのつながる機会がなくなり、孤立を深めた方からの相談などに対応した。

【施策展開】

- ・父子家庭の父が相談できる窓口や利用できる制度について、SNSを活用してより広く周知する。

② 父子家庭に向けた情報発信

- ・SNSやホームページ等で情報を発信したことで、家庭生活支援員の派遣や養育費や面会交流に関するオンライン講座、ライフプランニング相談など父子家庭の利用が増加した。

ウ 個別の状況に応じた多様な支援

① ひとり親同士の相談機会の提供

- ・静岡県母子寡婦福祉連合会が交流会等を実施し、ひとり親が日頃の悩みを打ち明けられる機会を設けた。また、ひとり親家庭への食料支援として、フードパントリー事業を定期的にも実施した。

【施策展開】

- ・静岡県母子寡婦福祉連合会において、活動内容の充実を図ると共に、母子会に加入していないひとり親の方でも参加できる交流会等の実施を促す。

② DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携

- ・女性相談センターやあざれあ等における相談を実施した。

主な取組の進捗状況

関係課が進行管理する主な取組について、令和4年度実績等に基づく進捗状況の評価を以下の区分により行った。

< 主な取組の進捗評価区分 >

区 分	評価の観点	
	時間的	数量的
◎	前倒しで実施	増加・拡大傾向
○	計画どおり実施	横ばい傾向
●	計画より遅れている	減少・縮小傾向

区 分	施策項目ごとの数						うち、新型コロナウイルスの影響を受けたもの		うち、物価高騰の影響を受けたもの	
	就業支援	経済的支援	子育て・生活支援	安心につながる支援	合計	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
◎	1	0	2	2	5	8.8	5	100.0	1	20.0
○	14	9	11	15	49	86.0	20	42.6	8	17.0
●	2	0	1	0	3	5.2	1	20.0	0	0
計	17	9	14	17	57	—	26	33.3	9	15.8

(詳細は別表参照)